

第 3 回唐津市特別職報酬等審議会概要

会議名称	第 3 回唐津市特別職報酬等審議会
開催日時	令和 5 年 1 0 月 2 4 日（火） 午後 3 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで
開催場所	唐津市役所本庁舎 3 階 災害対策本部
次 第	<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 第 2 回審議会の概要報告</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 議員の報酬月額に係る意見の状況報告</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 答申（案）について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉 会</p>
出席者	<p>委員：落合会長、堤委員（会長職務代理者）、 岩本委員、甲斐委員、川寄委員、小峰委員、城委員、 古別府委員</p> <p>事務局：総務部長、総務副部長、人事課長、給与係長ほか</p>
会議資料	<p>審議会次第、第 2 回審議会の概要報告、議員の報酬月額に係る意見の状況報告、答申（案）、（参考資料）議員報酬月額に対する議長及び副議長の報酬月額の比率とそれによる月額の試算並びに報酬額改定による歳出額の差、議員の報酬月額検討一覧、（追加資料）「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要（佐賀県人事委員会）</p>

1 開 会

2 会 議

事務局から本日の審議会の流れを説明。本日の審議会では、委員に事前に依頼していた「議員の報酬月額検討に係る意見」について、その回答状況ごとに「議員報酬月額の改定の参考にする指標（数値）」と「議員の報酬月額」について審議していただき、決定をお願いする。また、併せて議長及び副議長の報酬月額についても審議、決定をお願いし、最後に「答申（案）」の内容を確認していただくこととした。

(1) 第 2 回 審 議 会 の 概 要 報 告

第 2 回 審 議 会 の 概 要 資 料 を も と に 内 容 を 説 明 。 ま ず 、 特 別 職 の 報 酬 等 の 額 の 方 向 性 に つ い て 、 経 済 状 況 、 財 政 状 況 、 財 政 見 通 し な ど を も と に 様 々 な 意 見 が 出 さ れ 、 特 に 議 員 に つ い て は 、 3 0 代 4 0 代 の 方 が 立 候 補 で き る よ う な 環 境 を 作 っ て い く 必 要 が あ る と の 意 見 が あ り 、 そ れ ら を 踏 ま え た 結 果 、 「 市 長 、 副 市 長 及 び 教 育 長 の 給 料 額 は 、 現 状 の ま ま 据 え 置 く こ と と す る 」 、 「 市 議 会 議 員 の 報 酬 に つ い て は 、 報 酬 の 額 を 上 げ る こ と と す る 」 と い う 決 定 を し て い た だ いた。

次 に 、 市 議 会 議 員 の 報 酬 額 の 改 定 の 時 期 に つ い て 、 若 い 人 が 立 候 補 し や す い 環 境 を 整 え る 必 要 が あ る と い っ た 意 見 を 踏 ま え 、 「 次 期 任 期 か ら の 実 施 」 と い う 決 定 を し て い た だ いた。

ま た 、 市 議 会 議 員 の 報 酬 額 の 改 定 に つ い て は 、 追 加 資 料 な ど を も と に 様 々 な 意 見 が あ っ た が 、 そ の 中 で 、 地 方 議 員 の 年 収 に つ い て ラ ン キ ン グ を 調 べ て い た だ いた 上 で 、 具 体 的 な 金 額 ま で 提 示 い た だ いた と い う ところ も あ っ た 。 ま た 、 様 々 な 意 見 を い た だ く 中 で 、 答 申 の 中 に 報 酬 額 を 上 げ る 根 拠 の 説 明 を 入 れ る 必 要 が あ る た め 、 事 務 局 で 資 料 作 成 に つ い て 依 頼 が あ っ た こ と を 報 告 し た 。

さ ら に 、 特 別 職 の 職 員 で 非 常 勤 の も の に 対 す る 報 酬 額 に つ い て 参 考 意 見 を 求 め た と ころ 、 県 内 の 他 市 と 比 較 し て も 一 定 の 水 準 に あ る と い う こ と か ら 、 ま と め と し て 「 改 定 の 必 要 性 は な い 」 と い う こ と で あ っ

た。

最後に、会計年度任用職員の給与額については、事務局から今後の対応案について説明を行い、「事務局の提案を支持する」という意見をいただいた。

(2) 議員の報酬月額に係る意見の状況報告

委員に事前に依頼していた「議員の報酬月額検討に係る意見」の回答状況について、次のとおり説明を行った。

- ・令和5年の最低賃金の引上げ率を指標として、引上げ率5%とした場合には、報酬月額は46万円となり、その金額を選択された委員は4名であった。
- ・経済成長率、平成17年から令和4年までのGDP成長率累計を指標として、引上げ率7%とした場合には、報酬月額は46万8千円となり、その金額を選択された委員は4名であった。
- ・その中間として、消費者物価指数、平成17年を100とした場合の令和4年の平均値を指標として、引上げ率6%とした場合には、報酬月額は46万4千円となり、その金額を選択された委員は2名であった。

また、報酬月額の改定内容の参考とされた指標については、全国市議会議員の年収水準（地方議員の年額報酬ランキング）を参考にされた委員が5名、令和5年の最低賃金の引上げ率（5.51%）を参考にされた委員が4名、そのほかについてはまんべんなく回答されているという状況であったことを説明した。

さらに、参考資料として配布した「議員報酬月額に対する議長及び副議長の報酬月額の比率とそれによる月額の試算並びに報酬額改定による歳出額の差」について資料の説明を行った。

■市議会議員の報酬月額の改定額について

議員の報酬月額検討に係る意見の回答状況、参考資料について委員から次の意見が出された。

(議員の報酬月額に関する意見)

- ・ 全国市議会議員の年収水準（地方議員の年額報酬ランキング）をもとに、全国での水準が250位から300位内であれば、市民の理解も得られると考え、今回のように審議会で報酬を引き上げる機会というものはなかなか少ないと思い、46万8千円が妥当と考えた。
- ・ 今回の追加資料によると、議員の報酬月額を46万8千円まで引上げた場合、現在の歳出額との差が大きいと感じた。しかしながら、報酬を引き上げる機会というものはそうそうないと思われるので、先を見越して46万8千円がいいと思う。
- ・ 46万4千円が妥当と考えた。理由の一つとして可処分所得を参考にしたところもあるが、報酬月額を上げた場合に歳出額の負担が増えること、また、一度上げてしまうとどういう状況であってもなかなか下げることが難しくなるのではないかとこのことを考えたときに、この金額が妥当と思っている。
- ・ 可処分所得のところでは、職員の可処分所得はマイナス19万1千円となっている中で、経済成長率を指標として引上げ率7%とした場合には、その差が大きすぎると思い、5%引き上げの46万円が妥当と判断した。市民感情を考慮した場合には、可処分所得のほかに、歳出額に関する財政の問題もあると思われる。また、今年の佐賀県の最低賃金の改定率は相当大きかったため、他の地方市議会議員の年収水準や経済成長率といった指標もあるが、より地元感覚に近い指標として、それを用いるという考えがいいと思った。
- ・ 市町村合併により、議員の数が大きく減り、その負担も大きくなっている。また、特別職の人数も9名から1人になっているが、それが給料に反映できていないと思っている。これまで、十数年報酬月額が上がっていないことを考えると、今回46万8千円まで増額してもいいと思っている。
- ・ 確かに十数年報酬を上げていないので、今回上げたいという気持ち

は強くある。しかしながら、事務局から今後はある程度定期的に審議会を開催するという説明があったと思う。

→（事務局）委員から、任期中に一度は審議会を開催すべきとの意見をいただいたので、答申案の中にその意見を反映するとともに、4年に1回は現在の報酬額が妥当であるかということ判断するため開催していきたいと考えている。

- ・ そうであれば、今後はある程度期間を区切って特別職の報酬について検討がされるので、今回、市長や教育長について改定を見合わせた。次の見直しの折には経済成長率などの指標をもとにそれが反映されていくと思う。今回は、特に議員の報酬が全国的にも県内でも格差があったということで引き上げるが、今後定期的に見直しがされていくという先が見えているのであれば、46万4千円からスタートしてもいいのではないかと考える。

（議員報酬月額改定の参考にした指標（数値）に関する意見交換）

- ・ 具体的な指標に焦点を当てすぎると、次回検討する際にそれが前例となって引っ張られてしまう。そのため、答申案には具体的に何%という議論の内容を書かずに、全体的にこういう状況であったということ記載の方が次回の審議のためにもいいと思う。
- ・ 今回、最低賃金の引上げ率、消費者物価指数、経済成長率という3つの状況を議論して、6%の引上げとしたわけなので、それを勘案したということでもいいのではないか。
- ・ 地方市議会議員の年収水準（ランキング）も含め、3つの状況を考慮したとして整理していいと思う。

◎市議会議員の報酬月額の改定額の決定について

市会議議員の報酬月額について、最低賃金の引上げ率、消費者物価指数、経済成長率及び全国市議会議員の年収水準（地方議員の年額報酬ランキング）を勘案して、6%引き上げるものとし、46万4千円とする。

■ 議長及び副議長の報酬月額の改定額について

参考資料をもとに、現在の議員の報酬月額を「1」とした場合の議長、副議長の報酬月額の比率を説明。

また、それに基づき議員の報酬月額を46万4千円にした場合の各報酬月額の試算についての説明を行い、委員から次の意見が出された。

- ・ 議長の報酬月額は、他市と比較して水準が低かったと思われる。
- ・ 市長とのバランスも考慮する必要があると思われるが、今回、市長については据え置きとしたため、議長については議員に対する現在の比率でいいと思う。

◎ 議長及び副議長の報酬月額改定額の決定について

現在の議員の報酬月額に対する議長及び副議長の報酬月額の比率を参考に、議長の報酬月額は、53万2千円とし、副議長の報酬月額は、48万6千円とする。

(3) 答申（案）について

事務局から答申（案）について、前回の審議会からの変更点や追記部分の説明を行い、附帯意見として

- ・ 特別職の任期である4年に一度や、大きく社会情勢の変化が生じる
ときなど、適切な時期に審議することが望ましいと考えるため、定期的に議論できるよう開催基準を検討されたい。

という内容を盛り込むことを確認した。

3 その他

答申等の今後スケジュールについて、次のとおり確認した。

- ・ 今回の審議結果の加筆を含め、答申（案）については、今後会長と調整を行う。
- ・ 答申（案）ができれば、委員に郵送して意見を求める。
- ・ 市長への答申は11月下旬を予定
- ・ 条例の議会への提案は3月になる予定。

市長への答申の際は、プレス発表を予定しており、そうすること

で条例を提案する前でも議員候補になろうとされている方に報酬が上がる機運があることを周知できると考えている。

4 閉 会